

足利市行政財産使用料条例の改正に対する附帯決議

今回の足利市行政財産使用料条例の改正は、市民会館食堂・売店使用料「365,040 円」を「147,010 円」に改めるものである。

当該使用料の額は、これまで使用許可を受けた事業者の経営状況の悪化による当該使用料の減額要請等に基づき減じてきたところであり、今回の改正も同様の理由によるものである。

今回の改正は、大型集客施設における市民サービスの低下を避けるための措置として止むを得ないものと理解できるが、見方を変えると使用許可を受けている特定の事業者を優遇することにつながりかねない。

そこで、市当局においては、食堂等を備える類似の大型集客施設においても公平性の観点から減額改正の必要性について検討することをここに強く要請する。

以上、決議する。